

証券コード 8119
2020年7月16日

株 主 各 位

東京都台東区寿四丁目1番2号
株式会社 三栄コーポレーション
代表取締役 小 林 敬 幸
社 長

開催ご通知

第71回定時株主総会 継続会 開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたします。なお、ご出席の際は、同封の「第71回定時株主総会継続会出席票」をご持参し会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本継続会は、2020年6月26日開催の第71回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席可能な株主様は、第71回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年7月31日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階 北斎
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目 的 事 項

- | | |
|---------|--|
| 報 告 事 項 | 1. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症が終息していないことから、株主様の健康状態にかかわらず、本継続会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください、よろしくお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社公式サイト(<https://www.sanyeicorp.com/>)よりお知らせいたします。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社公式サイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付でアルコール消毒液による消毒にご協力をお願いいたします。なお、役員および株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に継続会開催ご通知にお目通しいたくださいませようお願い申し上げます。
- ・本年は、接触感染のリスクを減らすため、お土産の配布は取りやめとさせていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅く推移している企業業績を背景として雇用・所得環境の改善傾向が持続するなど、概ね緩やかな景気回復基調を辿りました。しかしながら、第4四半期に入ってから新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大したことで、内外経済に直接的な影響を与えており、日本経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況となりました。

当社グループは、お客様のブランド商品を製造・品質管理・物流まで一貫して提供する「OEM事業」と、OEM事業で培ってきた海外ビジネスの知識と経験を活用し、自社ブランドや海外の秀逸なブランドを販売する「ブランド事業」という二つの事業とその相乗効果を追求するビジネスモデルを展開しております。

当連結会計年度のOEM事業は、服飾雑貨事業セグメントで売り上げが増加しましたが、家具家庭用品事業セグメントおよび家電事業セグメントの売り上げが減少したことにより事業全体では減収となりました。ブランド事業につきましては、服飾雑貨事業セグメントの売り上げが減少しましたが、家具家庭用品事業セグメントおよび家電事業セグメントの売上増加を主因に、事業全体で増収となりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高につきましては、前期比3.0%減少の412億1千7百万円となりました。利益面につきましては、売上高は減少したものの、顧客ポートフォリオの見直しにともない売上総利益率が改善したことにより、売上総利益は前期比1億1千5百万円増加の122億4千4百万円となりました。営業利益につきましては、売上総利益の増加に加え、販管費削減が進んだことにより前期比5億6千3百万円増加の13億1千5百万円となりました。経常利益につきましては、前期比5億1千4百万円増加の13億4千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、子会社小売店舗の固定資産の減損損失等の特別損失の計上や、子会社の繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の計上により、前期比3百万円減少の1億9千1百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

(家具家庭用品事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比6.7%減少の185億2百万円となりました。OEM事業では、欧米向け家庭用品の売り上げが大幅に減少したことを主因に減収となりました。ブランド事業においては、「MINT（ミント）」などの家具・インテリアのネットショップの売上増加により増収となりました。

セグメント利益につきましては、売上高は減少しましたが、採算性の観点から北米ビジネスを大幅に縮小したことにより売上総利益率の改善と販管費の削減が進んだことから、前期比5億8千4百万円増加の10億3千6百万円となりました。

(服飾雑貨事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比2.1%減少の144億8千8百万円となりました。OEM事業では、トラベル商材を中心に国内向け売り上げが増加しました。ブランド事業においては、ドイツのコンフォートシューズブランド「BIRKENSTOCK（ビルケンシュトック）」等を販売する(株)ベネクシーおよびベルギーのプレミアム・カジュアルバッグブランド「Kipling（キプリング）」を販売する(株)L&Sコーポレーションの売り上げが減少しました。

セグメント利益につきましては、売上高の減少を主因に、前期比2千1百万円減少の5億7千3百万円となりました。

(家電事業)

当報告セグメントの売上高は、前期比3.6%増加の60億3千2百万円となりました。OEM事業では、中国国内向けの売り上げが増加しましたが、日本向けが減少したことにより、減収となりました。ブランド事業においては、理美容家電・調理家電などを取扱う(株)ゼリックコーポレーションにおいて、理美容家電の国内向け売り上げが好調に推移したことに加え、全体として海外向け売り上げも伸長しました。なお、2020年1月1日付で、当社子会社であった(株)mhエンタープライズと(株)エス・シー・テクノは合併の上、商号を(株)ゼリックコーポレーションに変更し、家電事業セグメントにおけるブランド事業の更なる発展を目指し活動を開始しております。

セグメント利益につきましては、売上高が増加したことから、前期比9千4百万円増加の5億3千1百万円となりました。

セグメント別売上状況

セグメントの名称	売上高	構成比	前期比
家具家庭用品事業	18,502百万円	44.9%	△6.7%
服飾雑貨事業	14,488百万円	35.2%	△2.1%
家電事業	6,032百万円	14.6%	3.6%
報告セグメント計	39,022百万円	94.7%	△3.5%
その他	2,195百万円	5.3%	6.0%
合計	41,217百万円	100.0%	△3.0%

(2) 資金調達の状況

当社グループの主要な資金需要は、たな卸資産の購入のほか、人件費、販売費および一般管理費等の費用ならびに当社グループの設備の新設および改修等に係る投資となります。また、今後、当社グループの新たな収益源となり、企業価値向上に資するとの判断から、M&Aを含む新規事業への投資も資金需要の対象となります。

資金需要の財源といたしましては、営業活動によるキャッシュ・フローおよび自己資金のほか、主要取引銀行から供与された円資金借入枠に基づく借入金となります。なお、当社および国内子会社との間でCMS(キャッシュマネジメントサービス)を導入しており、これにより、各社における余剰資金を当社へ集中し一元管理することで、資金効率の向上に努めています。また、「流動性の確保」「金利上昇リスクのヘッジ」等を目的に社債の発行および長期借入金の実行もしております。

一方、当社では、為替相場変動リスクのヘッジ方法の一貫として、国内OEM取引先との間で商品代金等の決済を米ドル建てで行う契約を締結しています。このため、短期のつなぎ資金として米ドル資金が必要となりますが、その調達源として、当社では、主要取引銀行との間で中長期マルチカレンシーコミットメントラインを締結しております。これにより、今後、本邦において米ドル資金調達リスクが想定外に顕在化した場合でも、米ドル資金の流動性を確保することができ

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億3千7百万円で、この主たるものは、情報システム投資、新店舗内装工事、工場関連投資および金型投資であります。

(4) 対処すべき課題

【新型コロナウイルス感染症の影響と課題】

新型コロナウイルス感染症が世界規模で蔓延し、各国政府は都市封鎖、外出自粛、休業要請などの様々な感染症拡大防止措置を行っております。世界規模で人、物の動きが鈍化したことにより、世界経済全体が長期間に亘り停滞し、消費が大きく落ち込んだことで、当社グループの事業も大きな影響を受けています。営業面では、消費の落ち込みに伴う販売の鈍化に加え、中国を含む海外各地の自社工場や提携工場で製品を製造している当社の特性上、グループ全体のサプライチェーン(供給体制)も大きな影響を受けています。新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の目途が立っており、2021年3月期における通期の経営成績への影響の大きさは把握困難な状況ですが、相当程度の大きさになるものと推測しております。新型コロナウイルスへの管理面での対応として、当社は事業継続計画(BCP)を発動し、社長以下の危機対策本部会議メンバーが定期的に会議を開催、従業員の安全確保のための在宅勤務や時差出勤の推進、本社ビル内での感染リスク軽減施策、運転資金の確保など、コロナ禍で必要なリスク低減施策を講じております。また、感染症蔓延が長期化することも視野に、新しい生活様式に合わせた働き方を模索、改革を進めることも課題と認識しております。

【営業面の強化に関わる課題】

①OEM事業の対処すべき課題

OEM事業では、お客様のブランド製品を、当社グループが有する世界規模のサプライチェーンを駆使して適切な価格でタイムリーにお届けしていますが、昨今のご要望の多様化・高度化に対応すべく、当社グループのサプライチェーンの精度・効率を一層進化させることが課題となります。さらに、マーチャンダイザー(企画営業担当者)の商品専門性やマーケティング能力を向上させ、単にお客様の設計や仕様に沿うだけでなく、健やかで潤いのある暮らしを創造する製品となるよう、企画立案からパッケージング、ロジスティックサポートに至るまで、積極的に関わることができるプロ集団となることを心掛けております。そしてこれこそが「健康と環境」をテーマに真に優れた生活用品を提供する当社グループの経営ビジョンに通じていくものと考えております。

②ブランド事業の対処すべき課題

ブランド事業では、「健康と環境」をテーマとした、当社グループ独自のブランドあるいは海外の秀逸なブランドを主に日本市場において展開しております。ブランドが市場に受け入れられ、さらに浸透するには長い年月を経て共感とご満足をいただく必要があります。そのため、緻密な市場分析や消費動向分析、的確なセグメンテーション、効果的な販売促進や広報活動など、一貫したブランディングの実践により顧客満足度を向上させ、事業の安定化を盤石にしていくことが最重要課題となります。また、消費者の世界観と価値観が絶えず大きく変化することから、新たなブランドを継続的に市場投入することで新陳代謝を促すことも、サステナビリティの観点から重要な課題です。ブランド店舗運営に当たっては、ここ数年人材確保も課題であり、また、昨今のコロナ禍では多くの店舗が一時休業に追い込まれるなど、小売り事業固有の課題の克服も急務となります。

③新規事業へのチャレンジ

当社グループは、長年に亘り様々な外部環境の変化に巧みに順応し、事業内容を柔軟に変化・対応させていくことで、幾多の困難も克服してまいりました。これからも激しく変動する外部環境に対処・順応して持続的に成長するため、果敢なチャレンジを継続することも重要課題となります。

④安定的な収益基盤の強化

将来に亘り、安定した収益基盤を確立するためには、採算性を重視した事業を追求することが重要課題と認識しております。現在当社では、当社グループ全体を管理できる新基幹システムの導入を進めており、それにより各種経営情報・指標を容易に捕捉できる体制を構築中です。これをフル活用することで、ROIC（投下資本利益率）を重視した経営方針に準じた営業施策の導入と、そのPDCAサイクルの活性化に積極的に取り組むことが課題となります。

【管理面の強化に関わる課題】

①個人のパフォーマンスを最大化するマネジメント

企業理念として掲げられた「随縁（縁に随（したが）い縁を活かす）の思想」の下、当社は人材を重要な資産と捉えています。今後とも、優秀な人材の安定的な確保に努めるとともに、教育・研修制度を充実させて社員教育・研修機会の創出・拡大を図ることで、経営環境の変化にも柔軟に対応できる次世代リーダーの人材育成に積極的に取り組んでまいります。

②経営管理の高度化

経営判断の迅速化を可能とする付加価値の高い経営情報を提供するため、刷新した業務基盤システムの機能をフル活用し、経営指標算出の簡素化やリアルタイムで経営計数を共有できる体制の構築が課題です。さらに、業務の標準化・効率化により、ローコストオペレーションの推進に取り組みます。

③グローバル管理態勢の深化

グローバルベースでのグループシナジー効果を最大限発揮し、経営効率を高めるため、レポート・決裁ラインの明確化、適材適所への人材配置の実現、現場への適切な権限委譲に取り組んでまいります。

④攻めと守りのガバナンス推進

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、議論活性化を図るために取締役会に従来の「報告」と「決議」に加えて新たに導入した「審議」事項を活用し、高度化・複雑化した経営課題に迅速・果敢に取り組めます。また、攻めと守りが高い次元でバランスのとれたコーポレート・ガバナンスを実現するため、コーポレートガバナンス・コードへの積極的な対応に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期 (当連結会計年度)
売 上 高	49,785百万円	44,692百万円	42,513百万円	41,217百万円
経 常 利 益	2,436百万円	1,832百万円	827百万円	1,342百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	1,428百万円	832百万円	195百万円	191百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	598.64円	348.47円	82.99円	81.47円
総 資 産	23,057百万円	25,719百万円	25,231百万円	22,193百万円
純 資 産	12,807百万円	13,437百万円	12,468百万円	11,417百万円
1 株 当 た り 純 資 産	5,319.98円	5,570.34円	5,263.43円	4,792.88円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る金額は、遡及適用した後の金額で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第68期	2017年度 第69期	2018年度 第70期	2019年度 第71期 (当事業年度)
売 上 高	24,399百万円	22,166百万円	23,722百万円	23,837百万円
経 常 利 益	1,742百万円	1,221百万円	349百万円	738百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	1,372百万円	610百万円	△127百万円	321百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	575.39円	255.45円	△53.90円	136.64円
総 資 産	16,665百万円	19,545百万円	19,477百万円	16,027百万円
純 資 産	9,838百万円	10,345百万円	9,260百万円	8,312百万円
1 株 当 た り 純 資 産	4,084.31円	4,286.40円	3,906.65円	3,489.97円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。なお、自己株式数を除いて算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る金額は、遡及適用した後の金額で表示しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
(株) ベ ネ ク シ ー	90百万円	100.0%	ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営
(株) ペ ピ カ	100百万円	100.0%	ペットおよびペット関連用品の小売・関連サービス
TRIACE LIMITED (香 港)	HK \$ 15,000千	100.0%	生活関連用品の輸出入
三 發 電 器 製 造 廠 有 限 公 司 (香 港)	HK \$ 25,000千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品・ODM製品・自社製品の輸出
三 發 電 器 製 品 (東 莞) 有 限 公 司 (中 国)	RMB 16,693千	100.0% (100.0%)	家電OEM製品の製造、家電ODM製品・自社製品の開発・製造

(注)出資比率の()内数字は、子会社が所有する比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社および子会社17社で構成されており、国内・海外拠点ともに生活関連用品事業を主たる業としております。

当社グループの営む主要な事業内容は、次のとおりです。

事 業	主 要 な 事 業 内 容
家 具 家 庭 用 品	リビング家具、ダイニング家具の企画・製造・輸出輸入販売 キッチン関連用品、インテリア用品、収納用品等の企画・輸出輸入販売、テーブルウエアの輸入販売
服 飾 雑 貨	服飾雑貨等の企画・輸出輸入販売 ドイツのコンフォートシューズの輸入販売、セレクトショップの運営 ファッションバッグ等の輸入販売
家 電	理美容家電、調理家電、家事家電等の企画・輸出輸入販売 OEM製品の製造・輸出、ODM製品・自社製品の開発・製造・輸出
そ の 他	ペット関連用品の企画・輸出輸入販売、ペットショップの運営、 動物病院の運営 輸送資材・生活雑貨等の企画・販売、業務代行業務、リエゾン活動他

(8) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都台東区
支	社	東京都台東区
事	業 所	福岡県久留米市

② 子会社

(株)ベネクシー	東京都千代田区、〔店舗〕 全国64か所
(株)ゼリックコーポレーション	東京都台東区
(株)L & S コーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 全国10か所
(株)ペピカ	千葉県市川市、〔店舗〕 首都圏7か所、 〔動物病院〕 千葉県松戸市
(株)リリーベツト	千葉県市川市、〔動物病院〕 埼玉県さいたま市
(株)エッセンコーポレーション	東京都台東区、〔店舗〕 首都圏2か所
(株)サムコ	東京都台東区
三栄興産(株)	東京都台東区
TRIACE LIMITED	香港・九龍(2か所)、中国・大連市、青島市、 上海市、深圳市、台湾・台北市
三栄洋行有限公司	香港・九龍
三發電器製造廠有限公司	香港・九龍
三發電器製品(東莞)有限公司	中国・東莞市(工場)
三栄貿易(深圳)有限公司	中国・深圳市、東莞市
三曄国際貿易(上海)有限公司	中国・上海市

SANYEI CORPORATION (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア・クアラルンプール市、 セランゴール州(工場)
TRIACE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム・ホーチミン市
SANYEI (DEUTSCHLAND) G.m.b.H	ドイツ・デュッセルドルフ市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
760名	16名 (増)

(注) 上記の従業員のほかに、臨時従業員を年間平均525名雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	61名	2名 (増)	44歳2か月	11年11か月
女性	39名	1名 (増)	37歳4か月	5年 6か月
合計	100名	3名 (増)	41歳6か月	9年 5か月

(注) 1. 従業員には、使用人兼務取締役3名および国内・海外への出向者27名は含んでおりません。
2. 上記の従業員のほかに、契約社員56名を雇用しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) 三菱UFJ銀行	3,230百万円
(株) 三井住友銀行	1,200百万円
(株) みずほ銀行	530百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- | | | | | |
|-----|-------------|------|------------|-------------------|
| (1) | 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,800,000株 | |
| (2) | 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,552,946株 | (自己株式193,614株を含む) |
| (3) | 当事業年度末日の株主数 | | 3,862名 | |
| (4) | 大株主(上位10名) | | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 三 菱 U F J 銀 行	114千株	4.84%
東 銀 リ ー ス (株)	111千株	4.73%
三栄コーポレーション取引先持株会	106千株	4.51%
S M B C 日 興 証 券 (株)	75千株	3.21%
水 谷 裕 之	63千株	2.70%
(株)三 井 住 友 銀 行	63千株	2.67%
三 栄 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	51千株	2.20%
綜 通 (株)	49千株	2.10%
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	42千株	1.78%
村 瀬 司	39千株	1.67%

(注) 1. 当社は、自己株式を193,614株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式193,614株を除いて算出しております。また、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

＜ご参考＞ 政策保有株式の保有方針

当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる企業の株式を政策的に取得・保有することを政策保有株式の方針とします。政策保有株式については、株式を安定的に保有することにより、取引関係の強化が図られることを通じて当社の企業価値向上に寄与する場合、発行企業への経営参画を通じた企業価値向上を企図する場合などがあります。保有による便益や経済合理性あるいは資本効率の観点から、保有の合理性を総合的に判断するため、毎年、取締役会で個別銘柄毎に定性的・定量的な検証を行います。検証の結果、継続保有に適さないと判断した政策株式については売却により縮減を進めることを方針とします。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	1名 5個 —	1名 4個 —	1名 4個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	1,000株	800株	800株
権 利 行 使 期 間	2005年7月1日から 2035年6月30日まで	2006年8月2日から 2036年8月1日まで	2007年8月2日から 2037年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 18個 —	3名 29個 —	3名 18個 —
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,600株	5,800株	3,600株
権 利 行 使 期 間	2008年8月2日から 2038年8月1日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	2010年8月3日から 2040年8月2日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価値 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

名称	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 _ 19個	3名 _ 18個	3名 _ 12個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,800株	3,600株	2,400株
権 利 行 使 期 間	2011年8月2日から 2041年8月1日まで	2012年8月2日から 2042年8月1日まで	2013年8月2日から 2043年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	3名 _ 16個	5名 _ 18個	5名 _ 17個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	3,200株	3,600株	3,400株
権 利 行 使 期 間	2014年8月4日から 2044年8月3日まで	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	2016年8月2日から 2046年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円	1円	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)	(注)	(注)

名称	第13回新株予約権
保有人数および新株予約権の数 当社取締役(監査等委員を除く) 当社取締役(監査等委員)	7名 18個 2名 4個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個につき200株)	4,400株
権 利 行 使 期 間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換え に払込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値 (1 株 当 た り)	1円
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりです。

- ・取締役は当社の取締役退任日の翌日から、10日を経過する日までの期間に限り行使できる。
- ・新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- ・その他の新株予約権の行使条件については、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。

2. 2013年10月1日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行いました。株式併合に伴い、新株予約権の目的となる株式数は新株予約権1個につき200株となりました。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 敬 幸	代表取締役社長		
柴 田 涉	常務取締役		(株)L&Sコーポレーション 代表取締役社長
佐 野 雅 彦	常務取締役	営業本部長 服飾雑貨事業部長 サプライチェーン業務推進部長 東京支社長	
田 山 敬 一	常務取締役	経営企画本部長兼 経営企画室長	
水 越 雅 己	取締役	営業本部長補佐 家具事業部長 家具事業部商品2部長 家具事業部商品3部長	トライエース ベトナム カンパニー リミテッド 会長
寺 本 将 憲	取締役	営業本部長補佐 家電事業部長	(株)ゼリックコーポレーション 代表取締役会長 三發電器製造廠有限公司董事長 三發電器製品(東莞)有限公司董事長
高 橋 哲 也	取締役	管理本部長 チーフ・コンプライアンス・ オフィサー(CCO)	トライエースリミテッド董事長 三曄国際貿易(上海)有限公司董事長 三栄貿易(深圳)有限公司董事長 三栄洋行有限公司董事長
清 水 誠 二	取締役 (監査等委員・常勤)		
今 井 靖 容	取締役 (監査等委員)		日本放送協会関連団体事業活動 審査委員会委員長
水 上 洋	取締役 (監査等委員)		エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)清水誠二氏は、当社での長年に亘る管理本部長の経験から、財務・会計、コンプライアンス等管理面に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)今井靖容氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)水上洋氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、報告の受領や会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えられるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款の定めに基づき、当社と、取締役(監査等委員)今井靖容氏および取締役(監査等委員)水上洋氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(2) 役員報酬制度

①役員報酬制度の基本方針

- ・ 当社の経営理念を実践できる多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬水準を目指します。
- ・ 透明性や公正性の高い決定プロセスとするため、取締役会の諮問機関として設置された任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定します。

②役員報酬の構成

- ・ 監査等委員でない取締役の報酬については、生活基礎給に該当する基礎報酬に単年度の業績連動分を加味した固定月額報酬(基本報酬)、単年度の業績連動分で構成される役員賞与、および中長期インセンティブとして、役員就任時にその役位に応じて交付される特定譲渡制限付株式報酬から構成されます。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬については、業務執行取締役である監査等委員でない取締役の基礎報酬から、業務執行責任部分や勤務形態(常勤・非常勤)、社外性を加減した固定月額報酬を原則とし、監査等委員会の協議の上、決定します。なお、取締役としての責務に鑑み、中長期インセンティブとして、監査等委員でない取締役と同等分の特定譲渡制限付株式を付与します。

③業績連動の仕組み

- ・ 監査等委員でない取締役に支給する役員賞与については、単年度の連結経常利益の水準および担当職務の業績評価に応じて変動する仕組みとしています。

④中長期インセンティブ

- ・中長期インセンティブとして、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、特定譲渡制限付株式を役位に応じて交付します。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
監 査 等 委 員 で な い 取 締 役	9 名	130 百万円
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (2 名)	38 百万円 (22 百万円)
合 計	13 名	168 百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人部分の給与は含まない。)と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員でない取締役に対して特定譲渡制限付株式に関する報酬額につき、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において年額2千5百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第66回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。また、当報酬限度額とは別枠として、監査等委員である取締役に対して特定譲渡制限付株式に関する報酬額につき、2018年6月28日開催の第69回定時株主総会において年額1千万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・役員賞与

監査等委員でない取締役	4 名	27 百万円
-------------	-----	--------
 - ・特定譲渡制限付株式報酬額

監査等委員でない取締役	7 名	12 百万円
監査等委員である取締役	3 名	5 百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	日本放送協会関連団体事業活動 審査委員会委員長	特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	エレマテック(株)社外監査役 GMOクラウド(株)社外取締役 (監査等委員) 中野冷機(株)社外取締役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	13回／13回	11回／11回	取締役会において、公認会計士としての専門的知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	13回／13回	11回／11回	取締役会において、弁護士としての専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、経営全般ならびに専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 会社法第370条および当社定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議はありませんでした。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人に対する報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人および社内関係部署からの資料の入手および報告の聴取を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス経営（法令遵守および企業倫理の確立等）を基本とし、当社の取締役および使用人、子会社の取締役および使用人（以下、「当社グループの従業者」という。）が法令、定款その他の社内規定および企業倫理等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として「三栄コーポレーショングループ企業行動指針」を定める。その目的を達成するためグループ全体を対象とするコンプライアンス規定を制定、同規定に基づきコンプライアンス委員会を設置するとともに、その周知徹底と遵守の推進を図る。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を置き、コンプライアンス体制の構築、維持向上を積極的に推進する。なお、コンプライアンスに関する知識を高め、企業倫理を尊重する意識を醸成するため、計画的にコンプライアンス研修を行う。

当社グループの従業者は、法令・定款違反、社内規定違反、企業倫理に反する行為等が行われていること、または行われていることを知ったときは、職制またはコンプライアンスヘルプラインを通じて当社の代表取締役に報告することにより、コンプライアンス違反に対し適切な措置を講ずる。なお、コンプライアンスヘルプラインの通報者については、通報に基づく一切の不利益を排除する等の通報者保護を社内規定に明記し、透明性を維持しつつ的確な対応ができる体制を維持する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を取締役会規定、文書管理規程その他の社内規定およびそれに関する運用管理マニュアルに従い適切に保存し、管理する。各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程を定め、同規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置して、顕在化するリスクを適切に認識し、リスクの顕在化防止のための管理体制の維持向上を行う。当社の経営成績や財政状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、対応が必要なものを特定リスクとして指定し、

それに対応する小委員会を設置し、常時当該リスクを監視するとともに、リスク低減やリスク回避などの具体的対策を実施する。

リスク事象の顕在化による危機の発生あるいは発生する恐れがある場合においては、危機管理基本マニュアルに従って危機対策本部を設置し、危機に即応した損害軽減、応急対策等の必要な施策を実施する。なお、危機対策本部事務局は、突然急変する自然災害などの危機事象に対して迅速に対応するために常設機関として設置される。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職制規定に基づき職務分掌および職務権限・責任を明確化し、取締役会規定、EXECUTIVE COMMITTEE規定、稟議規程等の意思決定ルールを整備し、適正かつ効率的に職務が執行される体制とする。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および年度予算に基づき各業務ラインにおいてその目標達成に向けて具体策を立案し実行する。

当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、業務執行機能を担う執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能を担う監査等委員でない取締役との役割分担を明確にする。執行役員は、要請に応じて取締役会において適宜業務報告を行うとともに、監査等委員でない取締役との経営情報および業務運用方針の共有化を図る。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、内部監査室等の機関において、当社グループの企業集団に内在する諸問題および重大なリスクを伴う統制事項を取り上げ、グループ全体の利益の観点から協調して調査および監査を行い、経営企画本部および管理本部等所管部門と連携し企業集団における情報の共有および業務執行の適正を確保することに努める。

⑥ 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については、関係会社管理規則および協議事項規程の定めに基づき、国内子会社は経営企画本部経営企画室に、海外子会社は管理本部に報告あるいは協議を求める体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求めることができる。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の内部監査室等の機関の調査および監査の結果により子会社に損失の危険が発生または予測される場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部門へ報告される体制とする。

子会社は、子会社の決裁区分が定められた協議事項規程に基づき、一定以上の重要な経営事項の決定については、事前に当社の承認を得る体制とする。

監査等委員会が選定した監査等委員は、監査等委員会規定の定めにより、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができ体制とする。

⑧ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、当社の職制規定に基づき、経営企画本部経営企画室が国内子会社、管理本部が海外子会社の経営管理全般を統括することを通じて、子会社の業務執行を管理・監督するとともに、適宜必要な助言指導を行う体制を確保する。

また、各子会社の経営には、その自主性を尊重しつつも、当社が定めた関係会社管理規則や協議事項規程等の意思決定ルールの遵守を通じて、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。

⑨ **監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社は、内部監査室に専従者および専門知識を有する兼務者を配置し、監査等委員の求めに応じて、これら使用人に監査等委員の職務を補助させる。

⑩ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項**

内部監査室の専従者の異動は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

⑪ **監査等委員会による補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の職務を行う際は、内部監査規定に従い、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。

⑫ **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、コンプライアンス規定に基づき、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

取締役および使用人は、当社の事業・組織に重大な影響を及ぼす決定および内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑬ 子会社の取締役および使用人その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社は、コンプライアンス規定に基づき、子会社の取締役および使用人その他これらの者から以下に掲げる事項に関する報告を受けた者は、職制を通じて、国内子会社は経営企画本部経営企画室経由、海外子会社は管理本部経由で監査等委員会に報告する体制とする。

また、職制を通じた報告が難しい場合には、コンプライアンスヘルプラインを用いて当社の代表取締役へ報告することができる体制とする。

ア. 当社および当社グループに関する重要な事項

イ. 当社および当社グループに損害を及ぼす恐れのある事項

ウ. 法令・定款等の違反事項

エ. 経営状況として重要な事項

オ. 内部監査の結果

カ. 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑭ 当社グループの従業者その他これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規定において、当社グループの従業者に前項に掲げた事項に係る報告をすること（通報）を義務付けると共に、報告したこと（通報）を理由として不利な取扱いを行わないことを明確に定める体制とする。

⑮ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、自己の職務執行に係る費用の前払い等の請求を求めたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用あるいは債務が当該監査等委員の職務の執行に必要と認められるものについては、速やかに処理するものとする。

当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等を支弁するために必要な予算を毎年設けるものとする。

⑯ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役が監査等委員と可能なかぎり会合を持つことで経営情報の共有化を深めるとともに、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図る体制とする。

監査等委員は、取締役会のほか、重要な経営事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使

用人に説明を求めることができる。監査等委員会と内部監査室および会計監査人は、相互緊密に連携を保ち、定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査体制を確保する体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

- ① 当社は、「職務権限の委譲に関する運用要領」を制定し、そこで定めた統一フォームによる権限移譲を開始しました。また、「海外関係会社と信管理規程」を制定して海外関係会社の与信管理も国内同様本社の法務審査室で統一して管理する体制を整備し、更に「海外関係会社印章、印鑑及び署名の運用管理規程」を制定して海外関係会社における適切な社用印鑑の運用に資する体制の運用を開始し、以って、国内外におけるグループ全体の統制の強化を図りました。
- ② 当社は、コンプライアンス経営重視の観点から、企業倫理研修を拡充するとともに、改正民法（債権法）に関する研修、また、海外関係会社において与信管理研修や不正会計防止研修などを積極的に行うなど、法令を遵守する体制を強化いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。株主の皆様に対する配当につきましては、各会計年度の業績に応じて実施することを基本としつつ、企業体質の強化、将来の事業展開や新商品開発を積極的に推進するための内部留保の充実と安定的配当も念頭に入れた上で、総合的に判断し決定することとしており、現状は、30%程度の配当性向を目処としております。

② 配当決定に関する基本方針

当社グループは、2013年3月期より、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。剰余金の配当等の決定機関は、2012年6月28日開催の第63回定時株主総会の決議により定款が変更され、中間配当は元より、期末配当についても取締役会に授權されております。

2020年3月期の期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業環境の悪化を踏まえて子会社の小売店舗の減損損失を計上したこと、またこの先、暫くは不透明な事業環境が続くと想定されることから、不測の事態に備えて手元資金を確保しておくことが経営の安定化につながるものと考え、誠に遺憾ではございますが、第71期期末配当金は直近の配当予想100円を変更して50円といたしました(中間配当60円と合わせて年間配当は110円)。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(16,561,118)	流動負債	(6,913,581)
現金及び預金	5,075,432	支払手形及び買掛金	2,176,099
受取手形及び売掛金	3,849,321	短期借入金	1,908,830
商品及び製品	6,852,923	リース負債	82,849
仕掛品	37,166	未払法人税等	481,797
原材料及び貯蔵品	131,645	賞与引当金	365,800
前渡金	43,536	役員賞与引当金	29,920
前払費用	192,876	未払金	1,048,817
その他の流動資産	386,575	未払費用	378,164
貸倒引当金	△8,361	未払消費税等	62,677
		商品自主回収関連損失引当金	40,229
固定資産	(5,632,634)	その他の流動負債	338,394
有形固定資産	(2,502,571)	固定負債	(3,862,362)
建物及び構築物	1,262,827	社債	1,950,000
機械装置及び運搬具	185,138	長期借入金	1,250,000
工具・器具及び備品	241,694	リース負債	5,333
土地	665,828	繰延税金負債	76,388
リース資産	8,068	再評価に係る繰延税金負債	70,058
建設仮勘定	57,483	退職給付に係る負債	191,923
その他の有形固定資産	81,530	役員退職慰労引当金	57,992
無形固定資産	(823,833)	資産除去債務	245,259
投資その他の資産	(2,306,230)	その他の固定負債	15,407
投資有価証券	1,495,651	負債合計	10,775,943
長期貸付金	11,561	〔純資産の部〕	
繰延税金資産	30,733	株主資本	(10,856,842)
その他の投資	804,452	資本金	1,000,914
貸倒引当金	△36,168	資本剰余金	688,256
資産合計	22,193,752	利益剰余金	9,552,012
		自己株式	△384,341
		その他の包括利益累計額	(451,148)
		その他有価証券評価差額金	417,736
		繰延ヘッジ損益	27,802
		土地再評価差額金	158,741
		為替換算調整勘定	△153,131
		新株予約権	(78,828)
		非支配株主持分	(30,990)
		純資産合計	11,417,809
		負債純資産合計	22,193,752

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	41,217,555		
売上原価	28,973,543		
売上総利益	12,244,011		
販売費及び一般管理費	10,928,504		
営業利益	1,315,506		
営業外収益			
受取利息及び受取配当金	71,781		
有価証券売却益	2,439		
デリバティブ評価益	4,908		
その他	20,118		
営業外費用			
支払利息	41,297		
有価証券売却損	4,289		
為替差損	25,785		
その他	1,057		
経常利益	72,430		
特別利益	1,342,323		
固定資産売却益	4,058		
投資有価証券売却益	9,621		
特別損失			
固定資産売却損	439		
固定資産除却損	13,804		
商品自主回収関連損失引当金繰入額	40,229		
投資有価証券評価損	18,770		
減損損失	215,943		
その他	566		
税金等調整前当期純利益	289,753		
法人税、住民税及び事業税	1,066,250		
法人税等調整額	870,551		
当期純利益	195,699		
非支配株主に帰属する当期純利益	3,752		
親会社株主に帰属する当期純利益	191,947		

開
催
ご
通
知

事
業
報
告

計
算
書
類

監
査
報
告

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	(11,046,608)	流動負債	(4,297,526)
現金及び預金	570,869	支払手形	5,352
受取手形	7,217	短期借入金	1,072,698
売掛金	2,390,842	短期入金	1,997,511
商収金	1,312,246	未払法人税等	2,708
未収入金	297,861	未払消費税等	550,638
短期貸付金	9,032,018	賞与引当金	305,658
前払費用	93,519	役員賞与引当金	37,064
その他の流動資産	43,475	その他の流動負債	161,000
貸倒引当金	△2,701,442	固定負債	27,720
固定資産	(4,981,141)	固定負債	(3,417,399)
有形固定資産	(1,207,746)	社長期借入金	1,950,000
建物	740,474	繰上金	1,250,000
構築物	10,508	繰上金	5,333
機械及び装置	697	繰上金	42,784
車両及び運搬具	8,785	繰上金	70,058
工具・器具及び備品	21,415	繰上金	94,923
土地	415,579	繰上金	4,300
リース資産	8,068	負債合計	7,714,926
建設仮勘定	2,217	〔純資産の部〕	
無形固定資産	(787,164)	株主資本	(7,652,067)
借地権	188,282	資本剰余金	(1,000,914)
電話加入権	799	資本剰余金	(688,256)
ソフトウェア	598,081	資本剰余金	645,678
投資その他の資産	(2,986,230)	資本剰余金	42,578
投資有価証券	1,495,651	資本剰余金	(6,347,237)
関係会社株式	1,354,456	資本剰余金	217,110
関係会社出資金	29,960	資本剰余金	6,130,127
長期貸付金	11,413	資本剰余金	1,900,000
長期未収入金	26,405	資本剰余金	4,230,127
長期前払費用	35,111	資本剰余金	(△384,341)
その他の投資	69,399	資本剰余金	(581,928)
貸倒引当金	△36,168	資本剰余金	417,736
資産合計	16,027,750	資本剰余金	5,450
		資本剰余金	158,741
		新株予約権	(78,828)
		純資産合計	8,312,824
		負債純資産合計	16,027,750

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		23,837,577
売上原価		20,345,875
売上総利益		3,491,701
販売費及び一般管理費		3,469,542
営業利益		22,158
営業外収益		
受取利息	63,344	
受取配当金	636,064	
有価証券売却益	2,439	
為替差益	52,751	
その他の営業外収益	5,023	759,622
営業外費用		
支払利息	38,422	
社債利息	606	
有価証券売却損	4,289	43,318
経常利益		738,462
特別利益		
投資有価証券売却益	9,621	9,621
特別損失		
固定資産除却損	581	
投資有価証券評価損	18,770	19,352
税引前当期純利益		728,731
法人税、住民税及び事業税	432,559	
法人税等調整額	△25,753	406,806
当期純利益		321,924

開催ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社 三栄コーポレーション

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鶴 見 寛 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 三栄コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 三栄コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な

不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月24日

株式会社 三栄コーポレーション
取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人

指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 鶴 見 寛 ㊞
公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 三栄コーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して

計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査計画、職務の分担等に従い、内部監査室及びその他内部統制所管部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、重要な決裁書類等の内容、取締役の職務執行の状況、並びに会社の財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月26日

株式会社三栄コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 清水 誠 二 ㊟

監査等委員 今井 靖 容 ㊟

監査等委員 水上 洋 ㊟

(注) 監査等委員今井靖容及び水上洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

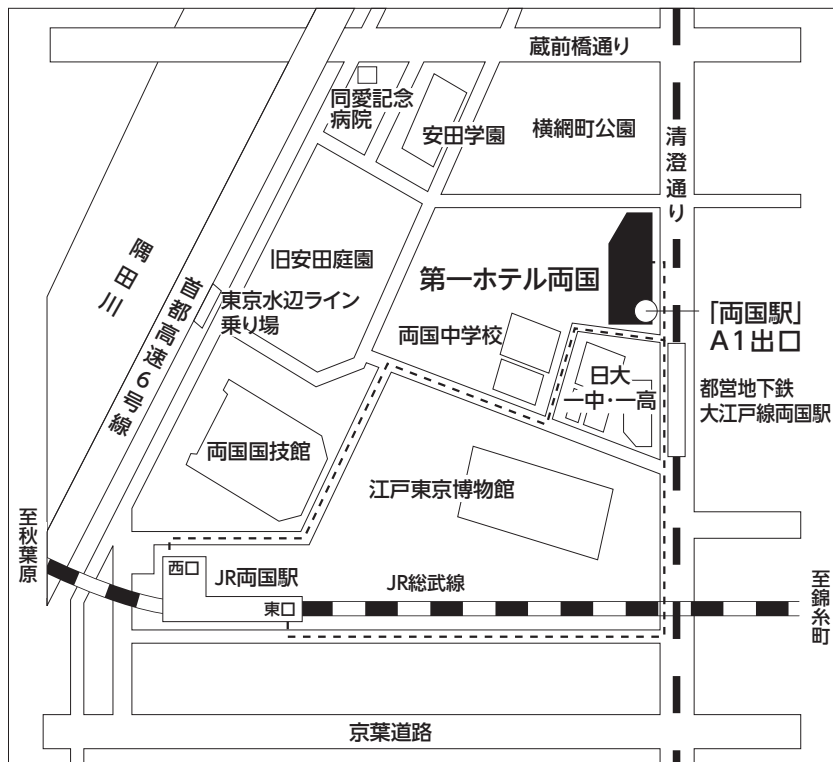
Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

株式会社三栄コーポレーション
第71回 定時株主総会 継続会
会場ご案内図

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階「北斎」
電話 (03) 5611-5211 (代表)



[交通のご案内]

- J R 総武線両国駅東口・西口より徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線両国駅A1出口直結

第71回定時株主総会 継続会 開催ご通知の追加および訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、同封にてお送り申しあげました「第71回定時株主総会 継続会 開催ご通知」において追加および訂正すべき事項がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり追加および訂正させていただきます。

敬 具

記

【追加内容】

ウェブサイト掲載のご案内

●継続会開催ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

なお、監査等委員会および会計監査人は、ウェブサイトに掲載されている事項も監査しております。

- ①連結注記表 ③連結株主資本等変動計算書
- ②個別注記表 ④株主資本等変動計算書

●事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.sanyeicorp.com/>

【訂正内容】

- 1. 訂正箇所
19ページ (4) 社外役員に関する事項
②当事業年度における主な活動状況

2. 訂正内容

【正 （訂正後）】

地位	氏名	取締役会 出席回数
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	14回／14回
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	14回／14回

【誤 （訂正前）】

地位	氏名	取締役会 出席回数
社外取締役 (監査等委員)	今井靖容	13回／13回
社外取締役 (監査等委員)	水上 洋	13回／13回

以 上